月山の郷指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 重要事項説明書

あなた様(または、あなた様のご家族様等)が利用しようと考えている(介護予防)認知症 対応型通所介護事業(以下、「認知症デイサービス」という)について、契約を締結する前に 知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれ ば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号)」に基づき、(介護予防) 認知症デイサービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 (介護予防) 認知症デイサービスを提供する事業者について

| 事業者名称 | 社会福祉法人 花輪ふくし会 | |
|---------------------------|---|--|
| 代表者氏名 | 里事長 松浦勉 Table 1 Table | |
| 法 人 所 在 地 (連絡先及び電話番号等) | 秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1 電話 0186-22-4000 FAX 0186-22-4141 | |
| 法人設立年月日 | 昭和 40 年 4 月 6 日 | |

2 ご利用者様に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 当事業所の所在地等

| 事業所名称 | 月山の郷指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 |
|--------------------|---|
| 介護保険指定事業所番号 | 鹿角市 0590900098 |
| 開設年月日 | 平成 27 年 5 月 1 日 |
| 事業所所在地 | 秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 59 番地 1 |
| 責 任 者 | 介護老人福祉施設 月山の郷 施設長 花田優 |
| 連 絡 先 相談担当者名 | 電話 0186-25-8066 FAX 0186-25-8070 金澤剛、佐々木真紀子、黒沢栄子 |
| 事業所の通常の 事業の実施地域 | 鹿角市内全域 |
| 利 用 定 員 | 1日12名まで |
| 建物の構造 | 鉄骨造3階建(地上2階、地下1階) |
| 面積 | 1, 241. 10 m² |
| 設 備 | 食堂及び機能訓練を行う場所 約99.3 m ² |
| 設 備 | 玄関、エレベーター、相談室、食堂及び機能訓練室、静養室、事務室、 消火設備 【浴 室】一般浴1、機械浴1 【トイレ】専用2 |
| 最寄駅からの距離 | JR「十和田南駅」から車で4分 |

| 生活保護法第54条の2に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の 指定 | あり |
|---|----|
| 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者 | なし |
| 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無) | なし |

(2) 事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | ご利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の心身機能や生活機能の維持・向上を目指します。 また、ご利用者様の社会的孤立解消、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、適切な認知症デイサービスを提供することを目的としています。 |
|-------|--|
| 運営の方針 | 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿った認知症デイサービスを提供します。 ご利用者様の人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者様及びご家族様のニーズを的確に捉え、個別に認知症デイサービス計画を作成することにより、ご利用者様が必要とする適切なサービスを提供します。 地域との結びつきを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉関係者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った認知症デイサービスを提供します。 |

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| 営 | 業 | 日 | 毎週月曜日から火曜日まで、木曜日から土曜日となっております。た だし、緊急の場合は休業をいただく場合もございます。 |
|---|---|---|--|
| 営 | | | 午前8時00分から午後6時00分までとなっております。 |

(4) サービス提供時間

| サービス提供時間 | | 詩間 | 午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分まで(基本部分:7 時間以上 8 時間 未満)となっております。 | |
|----------|---|----|---|--|
| 延 | 長 | 時 | 間 | ご利用者様からのご希望があり、事業所がそれに対応可能な場合は、 サービス提供時間の延長ができます。 |

(5) 当事業所の従業員の体制

| 管 理 者 | 金澤剛 | |
|-------|-----|--|
|-------|-----|--|

| 職 | 平均勤務時間と保有資格等 | | 勤務体制 | |
|--------------|--------------|------------|-----------------|---|
| //r TIII +// | 勤務時間 | 8:00~18:00 | 当品善致 1 <i>月</i> | , |
| 管理者 | 資格等 | 介護福祉士 | 常勤兼務 1名 | נ |
| 生活相談員 | 勤務時間 | 8:00~18:00 | 常勤兼務 3名 | , |
| | 資格等 | 介護福祉士 | | 1 |
| 機能訓練指導員 | 勤務時間 | 8:30~17:30 | 常勤兼務 1名 | , |
| (看護職員) | 資格等 | 准看護師 | 市到末伤 「石 | 1 |

| 歯科衛生士 | 勤務時間 | 8:30~17:30 | 常勤兼務 1名 |
|--------------|------|----------------------|----------|
| | 資格等 | 歯科衛生士 | 常勤兼務 1名 |
| 栄養士 | 勤務時間 | 8:30~17:30 | 常勤兼務 1名 |
| 木食工 | 資格等 | 管理栄養士 | 市到来伤 石 |
| 介護職員 | 勤務時間 | 8:00~18:00 | 常勤専従 3名 |
| 沂護 瞡貝 | 資格等 | 介護福祉士、ヘルパー2級、初任者研修修了 | 非常勤専従1名 |
| 事務員 | 勤務時間 | 8:30~17:30 | 常勤兼務 1名 |

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

| サービ | ス区分と種類 | サービスの内容 |
|---------------------------|---------------|--|
| (介護予防) 認知症デイサー ビス計画の作成 | | 1 ご利用者様に係る介護予防支援事業者等が作成した介護 予防ケアプラン、または居宅介護支援事業者等が作成したケアプラン等に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等の情報収集を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた認知症デイサービス計画を作成します。 2 認知症デイサービス計画の作成にあたっては、その内容についてご利用者様、またはそのご家族様に対して説明し、同意を得ます。 3 認知症デイサービス計画の内容について、ご利用者様の同意を得たときは、当該認知症デイサービス計画書をご利用者様に交付いたします。 4 認知症デイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、3ヶ月ごとに、当該認知症デイサービス計画の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行います。 5 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて認知症デイサービス計画の変更を行います。 |
| ご利用者様の居宅への送迎 | | 当事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と当事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭い等の事情により自動車による送迎が困難な場合は、車いす、または歩行援助により送迎を行うことがあります。 |
| 健康のチェ | ック | デイサービス到着後、血圧測定・体温測定等により、ご利用者様の健康状態の把握に努めます。 |
| 診療の補助行為 | | 以下の対応を行っておりますが、従業員の配置により対応できない場合もございます。予めご了承ください。 ・軟膏塗布、湿布貼付、座薬の挿入、点眼薬の点眼、皮膚疾患に対する処置、耳垢の除去、爪切り、ストーマのパウチに溜まった排泄物の除去(ご利用者様の肌に接着したパウチの取り替えは除く)、市販の浣腸等 |
| | 食事の提供及び 援助 | 食事の提供及び援助が必要なご利用者様に対して、援助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 |
| 日常生活 | 入浴の提供及び 援助 | 入浴の提供及び援助が必要なご利用者様に対して、入浴(全 身浴・部分浴)の援助や清拭、洗髪等を行います。 |
| 上の援助 | 排泄の援助 | 援助が必要なご利用者様に対して、排泄の援助、おむつ交換を行います。 |
| | 更衣援助 | 援助が必要なご利用者様に対して、上着、下着の更衣の援助を行います。 |

| | 移動·移乗援助 | 援助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車いすへ 移乗の援助を行います。 |
|----------------|---------|---|
| | 服薬援助 | 援助が必要なご利用者様に対して、配剤された薬の確認、 服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。 |
| | 日常生活動作を | ご利用者様の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣、移 |
| | 通じた訓練 | 動等の日常生活動作を通じた訓練を行います。 |
| 機能訓練 | レクリエーショ | ご利用者様の能力に応じて、集団的に行うレクリエーショ |
| אקוויקבטנוגעו | ンを通じた訓練 | ンや歌唱、体操等を通じた訓練を行います。 |
| | 器具等を使用し | ご利用者様の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識 |
| | た訓練 | に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。 |
| 学年性認知 。 | | 若年性認知症 (40 歳から 65 歳の誕生日の前々日まで) を |
| | | 抱えるご利用者様に対して、ご利用者様ごとに担当者を決め |
| 用者様への対 | 可心 | て、その方の特性やニーズに応じた援助を行います。 |
| | 創作活動、くも | ご利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動や |
| | ん学習療法等 | くもん学習療法等の場を提供いたします。 |
| | 関係機関との連 | 援助が必要なご利用者様に対して、関係機関との連絡調整 |
| 7 0 44 | 絡調整 | の援助を行います。 |
| その他 | 相談及び助言 | 援助が必要なご利用者様に対して、身体の介護並びに、生 |
| | | 活・身上・介護に関する相談及び助言を行います。 |
| | その他 | 時節に合わせて行事の開催やドライブなど、ご利用者様に |
| | | 楽しんでいただけるよう取り組んで参ります。 |

(2) 従業員の禁止行為

従業員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為 (ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く)
- ② 通院等外出の援助、病院内の付き添い
- ③ ご利用者様、またはご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ④ ご利用者様、またはご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為(ご利用者様、または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他ご利用者様、またはご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、 その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、ご利用者様の自己負担額については、別紙「利用料金表」の 通りです。
- (4) 介護報酬改定等で利用料、またはその他の費用が変更になる場合は、サービス提供の1ヶ月前までにご利用者様へ文書でお知らせいたします。また、料金変更後は、ご利用者様から同意をいただいてからのサービス提供となりますので、予めご了承ください。

4 その他の費用について

| 昼食代 | 別紙「利用料金表」の通りです。 |
|-----------------------------|--|
| おむつ代 | 実費相当 |
| レク リエーション、創作活動、く もん学習療法等 | (介護予防) 認知症デイサービスの中で提供されるサービスのうち、特別料金のかかるレクリエーションや創作活動、くもん学習療法等において、ご利用者様に負担いただくことが適当であるものについては費用を負担していただく場合がございます。ただし、ご利用者様から同意をいただいてからのサービス提供となります。 |

| | 利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間 応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 | | | |
|--------|--|-------------------|--|--|
| | 利用日の朝9時までにご連絡を いただいた場合 | キャンセル料は不要です。 | | |
| キャンセル料 | 利用日の朝9時以降にご連絡を いただいた場合 | キャンセルとなった日の昼食代 | | |
| | お迎えの際に不在だった場合 | (別紙「利用料金表」のとおり) を | | |
| | サービス利用途中に体調不良 等で帰宅された場合 | 請求させていただきます。 | | |

5 利用料、ご利用者様の負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

| | 1 | 利用料、ご利用者様の負担額及びその他の費用の額はサー |
|-------------------|---|--|
| | | ビス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求 |
| 利用料、ご利用者様の負担 | | いたします。 |
| 額、その他の費用の請求方 | 2 | 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日 |
| 法等 | | までに、ご利用者様宛て(郵送)にお届けいたします。 |
| / // 4 | 3 | 請求書等は原則としてご利用者様宛てでのお届けですが、 |
| | | ご利用者様と居住地の異なる方へのお届けをご希望の場合 |
| | | は、予めお知らせくださいますようお願いいたします。 |
| | 1 | 請求月の25日(金融機関が休日の場合は前営業日)までに、 |
| | | 現金、銀行振込のいずれかの方法によりお支払い下さい。 |
| | | (ア) 現金でお支払される場合は従業員へ手渡すか、当事 |
| | | 業所へ直接お越しください。 |
| 利用料、ご利用者様の負担 | | (イ)銀行振込の手数料は、ご利用者様がご負担ください。 |
| 額、その他の費用の支払い | | 秋田銀行 毛馬内支店 普通 1014619 |
| 方法等 | | かいごろうじんふくししせっ がっさん きと しせっちょう はなたゆう 介護老人福祉施設 月山の郷 施設長 花田優 |
| | 2 | お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 |
| | | 領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお |
| | | 願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる |
| | | ことがあります) |

※ 利用料、ご利用者様の負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延した場合、事由を示した文書を通知し、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただきます。なお、当事業所では支払い期日を過ぎた時点でお声がけさせていただきますので、予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) 正当な理由なく、(介護予防) 認知症デイサービスの提供を拒むことはいたしません。なお、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当事業所の定員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者様の居住地が当事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③その他利用申込者様に対し自ら適切な(介護予防)認知症デイサービスを提供することが困難な場合等がこれにあたります。
- (2) (介護予防) 認知症デイサービスの提供が困難な場合は、介護予防支援事業者等、または 居宅介護支援事業者等への連絡を行い、他の(介護予防) 認知症デイサービス事業所の 紹介等、必要な措置を速やかに行います。
- (3) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間)並びに介護保険負担割合

を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者 にお知らせください。

- (4) サービス提供前に、管理者等が主治医等の意見を確認いたします。また、ご利用者様や 同居ご家族様が感染症等を有し、サービス提供に重大な影響を与えるおそれがある等や むを得ない場合には、治癒するまではサービスの提供をお断りいたします。サービスのご利用(再開)は、管理者等の可否判断となりますので、予めご了承ください。
- (5) ご利用者様に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防ケアプラン」、または居宅 介護支援事業者等が作成する「ケアプラン」等に基づき、ご利用者様及びご家族様の意 向を踏まえて、「認知症デイサービス計画」を作成いたします。なお、作成した「認知症 デイサービス計画」は、ご利用者様、またはご家族様にその内容を説明いたしますので、 ご確認いただきますようお願いいたします。
- (6) サービス提供は「認知症デイサービス計画」に基づいて行います。なお、「認知症デイサービス計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます
- (7) 従業員のサービス提供に関する具体的な指示や命令はすべて当事業者が行い、実際の提供に当たっては、ご利用者様の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (8) サービスの質の向上等のため、ICT 等を活用した情報収集や多職種連携の推進、定期的な研修や勉強会の実施、モニタリング等の PDCA サイクル等の取組に努めます。また、「毎日評価シート」を活用し、目的に応じた適切な振り返りを行うことで、より質の高いサービスの提供を目指します。
- (9) サービス利用にあたり、ご利用者様及びそのご家族様に留意いただきたい事項として、 次の行為は禁止していただきます。
 - ① 職員に対する身体的暴力(叩く、つねる、蹴る、物を投げる、唾を吐く等身体的な力を使用して危害を及ぼす行為)
 - ② 職員に対する精神的暴力(大声で威圧する、長時間にわたり怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格、能力を否定し言葉や態度で傷つけ、おとしめたりする行為)
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(不必要に身体を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする、サービス提供に無関係に下半身を露出して見せる、その他職員が嫌がる性的な行為をする等)
 - ④ その他、職員個人に対する誹謗中傷や脅迫行為等

7 虐待の防止について

当事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 介護老人福祉施

介護老人福祉施設 月山の郷 指導係長 田中聖子

- (2) 虐待防止委員会を毎月1回以上開催しています。
- (3) 「虐待防止セルフケアチェックリスト」を活用しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年に1回以上実施しています。
- (5) サービス提供中に、従業員、または養護者(現に養護しているご家族様・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにこれを虐待

防止委員会、または虐待防止責任者、または鹿角市福祉保健センターに通報いたします。

8 身体拘束の廃止について

当事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、ご利用者様本人、または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 身体拘束に関する実施担当者を選定しています。

身体拘束廃止の実施担当者

| 介護老人福祉施設 月山の郷 指導係長 田中聖子

- (2) 身体拘束廃止委員会を毎月1回以上開催しています。
- (3) 従業員に対する身体拘束廃止を啓発・普及するための研修を年に2回以上実施しています。
- (4) ご利用者様の居宅において、「安全」という名目で身体拘束が行われている場面を発見した場合は、ご家族様や介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等と協力し、「利用者本位」の支援・介護の実現を目指します。

9 秘密の保持と個人情報の利用・保護、映像・写真等の使用について

| 3 松田の内村と個人情報の | 竹川 |
|---------------|-------------------------------|
| | ① 当事業者は、ご利用者様、またはそのご家族様の個人情報に |
| | ついて「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が策定し |
| | た「個人情報保護方針」を遵守し、適切な取り扱いに努める |
| | ものといたします。 |
| | ② 従業員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様、ま |
| | たはそのご家族様の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らし |
| | ません。 |
| ご利用者様及びそのご家 | ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後 |
| 族様に関する秘密の保持 | においても継続いたします。 |
| について | ④ 当事業者は、従業員に、業務上知り得たご利用者様、または |
| | そのご家族様の秘密を保持させるため、従業員である期間及 |
| | び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべ |
| | き旨を、従業員との雇用契約の内容といたします。 |
| | ⑤ 上記にかかわらず、当事業者は「高齢者虐待の防止、高齢者 |
| | の養護者に対する支援等に関する法律」に定める通報を行う |
| | ことができるものとし、その場合、当事業者は、秘密保持義 |
| | 務違反の責任を負わないものといたします。 |
| | ① 当事業者は、ご利用者様に係る介護予防支援事業者、または |
| | 居宅介護支援事業者等との間で開催されるサービス担当者 |
| | 会議等において、ご利用者様及びご家族様の状態把握が必要 |
| | なとき個人情報を利用いたします。 |
| | ② 上記①の他、介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業 |
| /m | 者等との連絡調整が必要なとき個人情報を利用いたします。 |
| 個人情報の利用・保護につ | ③ 当事業者は、ご利用者様がサービス利用中に万が一体調を崩 |
| いて | し、または怪我等で病院へ行ったとき、医師や看護師等から |
| | の情報提供の求めに応じ個人情報を利用いたします。 |
| | ④ 上記以外の目的で個人情報を使用するときは、予め文書で同 |
| | 意を求めます。 |
| | ⑤ 当事業者は、ご利用者様、またはそのご家族様に関する個人 |
| | 情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をも |
| | |

| | って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止する ものといたします。 ⑥ 当事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応 じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、 追加、または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、 必要な範囲内で訂正等を行うものといたします。 |
|---------------|---|
| | ① 当事業者は、当法人の事業紹介や当事業所での取り組みを紹介する用途に限り、ご利用者様の映像・写真等を撮影いたします。 |
| | ます。 ② ご利用者様の映像・写真等は、以下の場合に使用します。 ・ホームページ・フェイスブック等 |
| 映像・写真等の使用について | ・パンフレットや広報誌等 ・社内研修の資料・掲示物等 |
| | ③ ご利用者様の映像・写真等使用するときは、予め文書で同意を求めます。 |
| | ④ 当事業者は、ご利用者様の映像・写真等が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものといたします。 |

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

| ご家族様等緊急連絡先 | 1 | 氏 名 電話番号 勤務先等 | 続柄 |
|------------|----------------------|---------------------|----|
| この派が分表心足作力 | 2 | 氏 名 電話番号 勤務先等 | 続柄 |
| 主治医 | 医療機 受 彰 電 話 | 科 | |

11 事故発生時の対応方法について

- (1) ご利用者様に対する(介護予防)認知症デイサービスの提供により事故が発生した場合は、鹿角市、ご利用者様のご家族様、ご利用者様に係る介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者様に対する(介護予防) 認知症デイサービスの提供、または送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。ただし、当事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

| 鹿角市福祉保健センター 介護保険担当 | 所 在 地 秋田県鹿角市花輪字下花輪 50番地 電話番号 0186-30-0234(直通) 受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝は休み) |
|-----------------------|---|
| 介護予防支援事業者 | 事 業 所 名 |
| または | 電 話 番 号 |
| 居宅介護支援事業者 | 担当介護支援専門員 |

(3) 当事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

| | 保険会社名 | 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 |
|-------|-------|---|
| 損害賠償 | 保 険 名 | 社会福祉施設総合損害補償(しせつの損害補償) |
| 責任保険 | 補償の概要 | ①基本補償 ②医療事故損害補償 ③個人情報漏えい対応補償 ④傷害事故補償 |
| | 保険会社名 | 東北自動車共済協同組合 |
| 自動車保険 | 保 険 名 | 自動車共済 |
| | 補償の概要 | ①対人賠償 ②対物賠償 ③人身傷害 ④搭乗者傷害 |

(4) 業務継続の取組強化のため、事業継続計画(BCP)等を策定しています。

12 利用時のリスクについて

当事業所では、ご利用者様へ適切なサービスを提供するために安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者様の身体状況(健康状態)や病気に伴う様々な症状、あるいは日常生活の中で予期せぬ危険が起こるリスクがあることを十分ご理解ください。

- (1) 当事業所は生活の場であり、病院と同じような治療は出来ないことをご理解ください。
- (2) 当事業所では常時の個別対応 (マンツーマン対応) ができないことから、歩行時の転倒 やベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- (3) 当事業所では身体拘束を原則として行わないことから最善の注意を払い支援を行いますが、ご利用者様の身体状況や精神状況によっては、転倒や転落による怪我等、無断外出等の可能性があります。
- (4) 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- (5) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- (6) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (7) 加齢や認知症等の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (8) 救命処置(胸部圧迫・心臓マッサージ、腹部突き上げ法、背部叩打法等)の過程で骨折や器官を損傷することがあります。
- (9) 加齢に伴う脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合もあります。
- (10) 当事業所内でご利用者様や従業員が感染症を発症した場合、拡大しないよう十分に注意しますが、集団生活のため罹患する可能性があることをご理解ください。

13 心身の状況の把握について

(介護予防)認知症デイサービスの提供にあたっては、介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、または福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものといたします。

14 介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等との連携について

(1) (介護予防) 認知症デイサービスの提供にあたり、介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等及び保健医療サービス、または福祉サービスの提供者と密接な連携に努

めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、ご利用者様に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防ケアプラン、または居宅介護支援事業者等が作成ケアプラン等に基づき作成する「認知症デイサービス計画」の写しを、ご利用者様の同意を得た上で介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等に速やかに送付いたします。
- (3) サービスの内容が変更された場合、またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面、またはその写しを速やかに介護予防支援事業者、または居宅介護支援事業者等に送付いたします。

15 サービス提供の記録について

- (1) (介護予防) 認知症デイサービスの実施ごとに、提供及び機能訓練の記録を行うこととし、その記録はサービスを終了した日から5年間保存いたします。
- (2) ご利用者様は、当事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び実費を支払うことにより複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策について

(1) 当事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り 組みを行います。

防火管理者

介護老人福祉施設 月山の郷 介護員 苗代沢渉

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知いたします。
- (3) 年2回以上、避難、救出、通報その他必要な訓練を行います。

17 衛生管理等について

- (1) 衛生管理、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止、服薬事故防止、転倒・転落等が原因の骨折事故防止等に関する対応の検討・周知を図るリスク管理委員会を毎月1回以上開催しています。
- (2) 従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を、年に1回以上実施しています。
- (3) 感染予防対策立案、指針・マニュアル等の見直しを適宜行います。
- (4) 施設サービスに使用する器具、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (5) 当事業所において感染症及び食中毒が発生、またはまん延しないように必要な措置を講じます。
- (6) 感染症及び食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、 指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (7) 感染症及び食中毒が発生した場合は、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、医療機関等とも常に密接な連携に努めます。
- (8) 食品衛生上の観点から、毎食の調理後おおむね2時間後には食材を破棄しています。つきましては、食事の提供後1時間以内にお召し上がりくださいますようよろしくお願いいたします。

18 従業員の衛生管理体制について

従業員の心身の健康と快適な職場環境づくりを目的に、月1回以上、衛生委員会を開催しています。

- (1) 従業員の心身の健康状態を把握し、対応を検討し、ワークライフバランス、メンタルへルスに努めています。
- (2) 職場環境の調査、改善策を検討し、労働災害を防止しています。
- (3) 職場における健康管理(年2回の健康診断、二次検診の結果提出、インフルエンザワクチン接種等)を実施しています。
- (4) 産業医から意見をいただき、周知・検討しています。
- (5) 毎年1回、従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のためのストレスチェックを実施し、 その分析結果から、職場環境の改善につなげています。

19 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民、またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) (介護予防) 認知症デイサービスの提供に当たっては、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、鹿角市の職員、(介護予防) 認知症デイサービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います) を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上運営推進会議を開催いたします。
- (3) 運営推進会議では活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営 推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助 言等についての記録を作成し、ホームページ等で公表します。

20 契約の解約方法、終了について

- (1) ご利用者様は当事業者に対して口頭や文書で通知することにより、いつでもこの契約を 解約することができます。解約料金は一切かかりません。
- (2) 次の事由に該当した場合は、ご利用者様が口頭や文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 当事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 当事業者が、守秘義務に反した場合
 - ③ 当事業者が、ご利用者様やそのご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 他のご利用者様が、当該ご利用者様の生命・身体・財産・信用を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当事業者が適切な対応をとらない場合
 - ⑤ 当事業者が倒産した場合
- (3) 当事業所はやむを得ない事情がある場合、ご利用者様に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書を通知し、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当した場合は、当事業所が予め文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① ご利用者様のサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、料金が支払われない場合
- ② ご利用者様、またはそのご家族様等が当事業者及び他のご利用者様に対して、この契

約を継続し難いほどの背信行為を行った場合 背信行為の具体的な例としては

- ア 重要事項説明書や契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、サービス 提供を受けたとき
- イ 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- ウ 当事業者及び他のご利用者様に対して、暴言・暴力・セクハラ・ストーカー等の行 為があったときや「6 サービスの提供にあたって」(9)の規定に反したとき
- エ 当事業所の方針や規則を守れず、また、当事業者及び他のご利用者様に対して迷惑 行為(騒音・窃盗・泥酔状態でのサービス利用等)を行ったとき 等が挙げられます。
- (4) 以下の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了いたします。
- ① ご利用者様が介護保険施設に契約入所された場合
- ② ご利用者様が(介護予防)特定入居者生活介護、または(介護予防)小規模多機能型 居宅介護、または(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスを受けることと なった場合
- ③ ご利用者様の要支援・要介護認定が、非該当、または事業対象者となった場合
- ④ ご利用者様が転出し、鹿角市の被保険者でなくなった場合
- ⑤ ご利用者様がお亡くなりになった場合

21 ご準備していただくものについて

お手数をお掛けいたしますが、持ち物には名前のご記入をお願いいたします。もし記名がない際には、当事業所で記入する場合もございます。予めご了承ください。

- (1) バスタオル 1枚
- (2) タオル 1 枚
- (3) 垢こすり
- (4) 歯ブラシ、歯磨き粉、コップ ※ 昼食後に使用いたします。
- (5) 連絡票 ※ 新規利用の場合、初回時にお渡しいたします。
- (6) その他
- ① 昼食前・後の薬を服用されている方はお持ちください。
- ② 床ずれ等の処置に必要な薬、ガーゼ、テープ類がある場合はお持ちください。
- ③ 初回のご利用時に、当事業所内で使用する内ズックをお持ちください。
- ④ 紙オムツ・パット等を使用されている方は、替えの紙オムツ・パット等をお持ちください。 さい。枚数に関しては事前にご確認ください。
- ⑤ 入浴後に着替えをする方、排泄の失敗のある方は、着替えをお持ちください。
- ⑥ 整髪料や化粧品等の設置はございませんので、個人用の日用品等が必要な方はお持ちください。

22 ご利用に際してのお願いについて

- (1) ご利用日は、必ず朝食をお摂りくださいますようお願いいたします。
- (2) 貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。
- (3) 感染症予防のため、食べ物(生もの類等) はお持ちにならないようお願いいたします。
- (4) 体調がすぐれない場合は、連絡のうえ、ご利用のお休みをお願いいたします。

- (5) 感染症等拡大防止対策により、リスクがあると事業者が判断した場合は、3 日間程度ご利用をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。なお、ご利用者様の状況等により、利用をお断りする期間を延長させていただく場合がございます。
- (6) 来園後あるいは入浴前の健康チェックの際にご利用者様の体調不良が認められた場合には、看護職員の判断で入浴、または(介護予防)認知症デイサービスが中止になる場合もございます。予めご了承ください。その際には必要に応じて、ご家族様、ご利用者様に係る介護予防支援事業者等、または居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (7) 入院・退院のときは、お手数をお掛けいたしますがご連絡くださいますようお願いいた します。
- (8) 退院直後の利用については、医師より確認をいただく場合がございますので、予めご了 承ください。
- (9) サービスを提供した際には、連絡票等の書面に連絡事項等を記載してお渡しいたします。 ご家庭でもご確認をお願いいたします。また、連絡事項等がある際には、連絡票を活用 いただくことができます。
- (10) お迎えの時間については、利用日の前日の夕方に電話等でご連絡いたします。連日で利用されているご利用者様へは書面でお知らせいたしますので、電話連絡はしておりません。予めご了承ください。
- (11)サービス利用中の通院後のご自宅への送りは、原則として当事業所では行っておりません。ご利用者様、またはご家族様、または代理人の送りとなりますので、予めご了承ください。
- (12) ご利用者様、またはご家族様による従業員のご指名はお断りしておりますので、予めご 了承ください。ただし、同性介護等をご希望の場合は、この限りではございません。
- (13) 当事業所の建物内では喫煙及び飲酒は禁止としておりますので、ご利用に際しては予めご了承ください。
- (14)他のご利用者様並びに従業員・来訪者等の映像・写真等の撮影はお断りしております。 撮影がどうしても必要な場合はその理由をお伺いし、撮影対象となる他のご利用者様、 または従業員・来訪者等の同意を得てからとなります。撮影前に必ず従業員へお声がけ ください。
- (15)他のご利用者様、または従業員・来訪者等の同意を得て撮影した映像・写真等の使用(フェイスブック等の SNS、広報誌、掲示物等)につきましても、他のご利用者様、または従業員・来訪者等の同意を得てからとなります。使用前に必ず従業員へお声がけください。

23 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した(介護予防)認知症デイサービスに係るご利用者様及びそのご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。(下表「事業者の窓口」のとおりです)

(2) 苦情申立の窓口

| | 所 在 地電話番号 受付時間 | 秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 59 番地 1 0186-25-8066 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで |
|---------------------------|----------------|---|
| 事業者の窓口 | 担当者 責任者 第三者委員 | 介護老人福祉施設 月山の郷 指導係長 田中聖子 介護老人福祉施設 月山の郷 管理課長 上野美夏 介護老人福祉施設 月山の郷 施設長 花田優 サービス点検調整委員 代表 青山武夫 |
| 鹿角市 福祉保健センター 介護保険担当 | 所 在 地電話番号 受付時間 | 秋田県鹿角市花輪字下花輪 50 番地 0186-30-0234(直通) 午前 9 時から午後 5 時まで(土日祝は休み) |
| 秋田県福祉サービス 相談支援センター | 所 在 地電話番号受付時間 | 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 018-864-2726 午前9時から午後5時まで(土日祝は休み) |
| 秋田県国民健康保険 団体連合会 | 所 在 地電話番号受付時間 | 秋田県秋田市山王四丁目 2 番 3 号 018-833-1550 午前 9 時から午後 5 時まで(土日祝は休み) |

重要事項説明の年月日

| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 | 月 | 日 | |
|-----------------|---|---|---|--|
|-----------------|---|---|---|--|

上記内容について、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号)」に基づき、ご利用者様(またはご家族様等)に説明を行いました。

| | 所在地 | 秋田県鹿角 | 秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1 | | | |
|--|--------|-------|---------------------|---------------------------|--|--|
| | | 法人名 | 社会福祉法人 花輪ふくし会 | | | |
| | 事業 | 事業所 | 所 在 地 | 秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 59 番地 1 | | |
| | * 皆 | | 事業所名 | 月山の郷指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 | | |
| | | | 責任者 | 介護老人福祉施設 月山の郷 施設長 花田優 印 | | |
| | | | 説明者 | 管理者 兼 生活相談員 金澤剛 印 | | |

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

| | 住 | 所 | | |
|-------------------------|-----|----|--------------------------|------|
| 利 用 者 | 氏 | 名 | | 印 |
| | 電話者 | 番号 | | |
| 利用者が署名で | きない | 場合 | 利用者本人の意思を確認のうえ、私がその署名を代行 | iします |
| 署名代理人 | 住 | 所 | | |
| 者石10年入 本人との関係 () | 氏 | 名 | | 印 |
| , | 電話 | 番号 | | |
| 身元引受人 | 住 | 所 | | |
| 本人との関係 | 氏 | 名 | | 印 |
| , | 電話者 | 番号 | | |
| | 住 | 所 | | |
| 連帯保証人本人との関係 | 氏 | 名 | | 印 |
| () | 電話者 | 番号 | | |